

## 障害者虐待事案対応要領の制定について（通達）

〔最終改正 令和7.10.8 例規人対第30号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて〕

みだしの要領を下記のように定め、平成28年12月12日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

なお、障害者虐待事案対応要領の制定について（平成25.12.20：一般生対・広・務・地域・刑企・捜一第191号）の一般通達（以下「旧通達」という。）は、廃止する。

### 記

#### 障害者虐待事案対応要領

##### 第1 趣旨

この要領は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「虐待防止法」という。）及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健法」という。）に基づく障害者虐待に係る事案（以下「障害者虐待事案」という。）への対応に関し必要な事項を定めるものとする。

##### 第2 用語

この要領で使用する用語は、虐待防止法及び精神保健法で使用する用語の例による。

##### 第3 虐待防止法に定める障害者虐待事案認知時における適切な対応

###### 1 市町村への通報

警察署長は、警察安全相談、犯罪捜査、保護その他の各種警察活動に際し、障害者虐待事案を認知したときは、虐待防止法第7条第1項、第16条第1項又は第22条第1項の規定による通報（以下「市町村通報」という。）をしなければならない。この場合において、虐待防止法第22条第1項の規定による通報は、市町村又は都道府県にすることと規定されているが、警察が認知した障害者虐待事案については、虐待行為者の種別にかかわらず、市町村に通報することとする。

###### 2 市町村通報をしない事案

警察が認知した障害者虐待事案であって、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）に基づく通告又は高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づく通報をするものは、市町村通報をしないものとする。

###### 3 市町村通報の判断に係る留意事項

###### (1) 被害者が障害者に該当するかどうかの判断が困難な場合の判断

虐待防止法第2条第1項に規定する障害者とは、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者（身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの）であるが、警察において、被害者が同号に規定する継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるかどうかの判断をすることは困難であるため、取扱者が被害者の外見及び言動、関係者からの聴取内容等により障害者虐待事案であると判断した場合は、市町村通報の対象とすること。この場合において、被害者が自分自身を障害者であると認識している必要はないことに留意すること。

###### (2) 虐待行為があつたことの明確な裏付けができない場合の判断

虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であつても、関係者の申出内容等に

より、障害者虐待が行われた可能性があると認められる事案については、市町村通報の対象とすること。この場合において、障害の特性から、被害者が自分のされていることが虐待であると認識できない場合があることに留意し、被害者からの事情聴取結果のみにより虐待を受けていないと判断することがないようにすること。

(3) 加害者が養護者等に該当するかどうかの判断が困難な場合の判断

加害者が、虐待を受けた障害者の養護者、障害者福祉施設従事者等又は使用者（以下「養護者等」という。）に当たるかどうかの判断が困難な場合であっても、養護者等に当たる可能性がある事案については、障害者虐待事案の早期発見・早期対応の観点から、市町村通報の対象とすること。

(4) 障害に起因する被害妄想が疑われる場合の判断

障害者から障害者虐待を受けている旨の申出がなされた場合にあっては、精神的な障害に起因する被害妄想が疑われるときについても、市町村において福祉的な観点から必要な対応が行われることがあるため、市町村通報の対象とすること。

(5) 配偶者からの暴力事案に該当する場合の判断

配偶者から行われた障害者虐待事案であって、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動が行われているものについては、障害者虐待事案として市町村通報をするとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等に基づく配偶者からの暴力事案対応要領の制定について（平成17. 1. 21：例規生企第1号）の例規通達に基づき適切に対応すること。この場合において、被害者の保護が必要なときは、事案の内容、障害の程度等を考慮した上、市町村又は配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）に引き継ぐこと。

#### 4 通報要領

(1) 警察本部の所属

ア 警察本部の所属長（人身安全対策課長を除く。）は、障害者虐待事案を認知したときは、速やかに警察共通基盤システム（以下「システム」という。）に概要を入力の上、人身安全対策課長に事案の内容を連絡するものとする。

イ 人身安全対策課長は、障害者虐待事案を認知したとき（前記第3の4の（1）のアの連絡を受けたときを含む。）は、速やかに虐待を受けたと思われる障害者の住所地又は居所を管轄する警察署長に市町村通報に係る措置について引き継ぐものとする。

(2) 警察署

ア 警察署長は、障害者虐待事案を認知したとき（前記第3の4の（1）のイの引継ぎを受けたときを含む。）は、システムに概要を入力の上、速やかに虐待を受けたと思われる障害者の住所地又は居所の市町村に市町村通報をするものとする。

イ 市町村通報は、障害者虐待事案通報票（別記様式第1号。以下「通報票」という。）を送付することにより行うものとする。この場合において、急を要するときは、電話等により事案の概要を連絡し、事後に通報票を送付することとする。

ウ 通報票の作成に当たっては、市町村通報をする時点で詳細が判明していない事項については「不詳」と記載し、当該事項の調査により市町村通報が遅れることのないよう配意するものとする。

#### 5 通報後の措置状況の把握

(1) 警察署長は、市町村長に対し、市町村通報をした障害者虐待事案に係る措置結果を連絡するよう依頼しておくものとする。

(2) 警察署長は、市町村通報後1箇月を経過してもなお市町村長から障害者虐待事案に係る措置結果の連絡がないときは、当該市町村長に措置の状況を確認するものとする。

## 6 市町村通報以外の措置

(1) 障害者虐待事案への対応に当たっては、市町村通報と並行して、事件化の要否、事案の緊急性・重大性等を迅速に判断し、必要と認めるときは、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに、必要な捜査を積極的に行って事件化し、事態が深刻化する前に被害者を保護するものとする。

(2) 刑罰法令に抵触しない障害者虐待事案については、加害者に対する警告を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

## 7 警察署長に対する援助要請への対応

### (1) 援助の判断

警察署長は、虐待防止法第12条第1項の規定による援助の求め（以下「援助要請」という。）を受けたときは、市町村が行う虐待防止法第9条第1項に規定する事実確認等のための措置等の状況を確認し、援助を行うかどうかについて判断するものとする。この場合において、援助を行わないこととしたときは、その経緯等を記録しておくものとする。

### (2) 援助の範囲

援助要請を受けた警察署長が行う援助は、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）等の規定により警察官に与えられている任務及び権限に基づいて行う措置であり、警察官が調査業務そのものの補助を行うことは適当ではない。

### (3) 援助の手続

ア 警察署長は、援助要請への対応に当たっては、緊急の場合を除き、市町村長に対して、援助要請に係る書面の提出を求めるとともに、速やかに市町村長と事前協議を行い、対応の方法、役割分担等を検討した上で、事案に応じた適切な援助に努めるものとする。

イ 前記第3の7の(3)のアの事前協議の事務は、生活安全課において行うものとする。

## 第4 精神保健法に定める精神科病院における障害者虐待事案認知時の適切な対応

### 1 認知時の通報

警察署長は、警察安全相談、犯罪捜査、保護その他の各種警察活動に際し、精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる事案を認知したときは、精神保健法第40条の3第1項の規定により、速やかに京都市外の警察署は京都府に、京都市内の警察署は京都市に通報することとする。

### 2 通報の判断に係る留意事項

#### (1) 被害者が精神障害者に該当するかどうかの判断

精神保健法第5条第1項に規定する精神障害者とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害その他の精神疾患有する者であるが、警察において、被害者が精神障害者に該当するかどうかを正確に判断することは困難であるため、被害者の言動、関係者からの聴取内容等から、被害者が精神科病院において医療を受けていること等が判明した場合には、通報の対象とすること。この場合において、被害者が自分自身を障害者であると認識している必要はないことに留意すること。

#### (2) 虐待行為があつたことの明確な裏付けができない場合の判断

精神科病院における虐待行為を裏付ける具体的な証拠がない場合であっても、関係者の申出内容等により、障害者虐待が行われた可能性があると判断できる事案であれば、通報の対象とすること。

(3) 加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合の判断

加害者の精神科病院における具体的な業務内容が特定できない場合であっても、障害者虐待事案の早期発見及び早期対応の観点から、通報の対象とすること。

(4) 精神障害に起因する申出と疑われる場合の判断

精神障害者から障害者虐待を受けている旨の申出がなされ、当該申出が精神障害に起因するものと疑われる場合であっても、京都府又は京都市において福祉的な観点から必要な対応が行われることがあるため、通報の対象とすること。

### 3 通報要領

(1) 警察本部の所属

ア 警察本部の所属長（人身安全対策課長を除く。）は、精神科病院における障害者虐待事案を認知したときは、速やかにシステムに概要を入力の上、人身安全対策課長に事案の内容を連絡するものとする。

イ 人身安全対策課長は、精神科病院における障害者虐待事案を認知したとき（前記第4の3の(1)のアの連絡を受けたときを含む。）は、速やかに虐待を受けたと思われる障害者が医療を受けている精神科病院を管轄する警察署長に通報に係る措置について引き継ぐものとする。

(2) 警察署

ア 警察署長は、精神科病院における障害者虐待事案を認知したとき（前記第4の3の(1)のイの引継ぎを受けたときを含む。）は、システムに概要を入力の上、速やかに京都府又は京都市に通報するものとする。

イ 通報は、精神科病院における障害者虐待事案通報票（別記様式第2号。以下「精神科病院通報票」という。）を送付することにより行うものとする。この場合において、急を要するときは、電話等により事案の概要を連絡し、事後に精神科病院通報票を送付することとする。

ウ 精神科病院通報票の作成に当たっては、京都府又は京都市に通報する時点で詳細が判明していない事項については「不詳」と記載し、当該事項の調査により通報が遅れることのないよう配意するものとする。

### 4 通報後の措置状況の把握

(1) 警察署長は、京都府知事又は京都市長に対し、通報をした精神科病院における障害者虐待事案に係る措置結果を連絡するよう依頼しておくものとする。

(2) 警察署長は、通報後1箇月を経過してもなお京都府知事又は京都市長から精神科病院における障害者虐待事案に係る措置結果の連絡がないときは、京都府知事又は京都市長に措置の状況を確認するものとする。

### 5 通報以外の措置

(1) 精神科病院における障害者虐待事案への対応に当たっては、京都府又は京都市への通報と並行して、事件化の要否、事案の緊急性・重大性等を迅速に判断し、必要と認めるときは、関係機関の告発等を待つことなく、可能な限り速やかに、必要な捜査を積極的に行って事件化し、事態が深刻化する前に被害者を保護するものとする。

(2) 刑罰法令に抵触しない精神科病院における障害者虐待事案については、加害者に対する警告を行うなど、必要な措置を講じるものとする。

### 6 相談等の適切な対応

精神障害者から被害の相談又は申出がなされた場合は、精神障害に起因する申出との先入観を排除し、精神障害の特性に配慮するとともに、被害者の立場に立って丁寧な対応に努めるなど、適切に対応するものとする。

## 第5 留意事項

### 1 関係部門との連携

所属長は、障害者虐待事案を認知したときは、生活安全部門と刑事部門その他の関係部門との情報の共有等による緊密な連携に配慮し、迅速に対応するものとする。

### 2 関係機関等との連携

所属長は、京都府の関係部局、市町村、障害者団体、民生委員等と相互に連携し、被害者の立場に立った的確な措置を講じるものとする。

### 3 指導教養の徹底

所属長は、所属職員に対し、障害者虐待事案に適切に対応するため、必要な指導教養を行うものとする。

### 4 報告等

(1) 警察署長は、市町村長から障害者虐待事案の援助要請に係る書面を受理した場合は、当該書面の写しを人身安全対策課長に送付するものとする。

(2) 警察署長は、障害者虐待事案のうち、人身の安全を早急に確保する必要が認められる事案又は特異な取扱いについては、直ちに人身安全対策課長に連絡するものとする。

### 5 経過措置

この通達の実施の際現に旧通達に基づき作成された書類については、この通達に基づき作成した書類とみなす。

別記

様式第1号

障害者虐待事案通報票		
年　月　日		
警察署長		
次のとおり障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見したので、通報します。		
発見年月日	年　月　日	
発見の経緯		
障害者	障害の内容	<input type="checkbox"/> 身体障害 <input type="checkbox"/> 知的障害又はその疑い <input type="checkbox"/> 精神障害又はその疑い <input type="checkbox"/> その他（）
	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年　月　日　(　歳)
	住所	
	電話	(　　)　－
職業等		
養護者等	(ふりがな) 氏名	
	生年月日	年　月　日　(　歳)
	住所	<input type="checkbox"/> 障害者と同じ <input type="checkbox"/> その他（）
	電話	(　　)　－
	職業等	
虐待者との関係	<input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 祖父母 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 子の配偶者 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> その他親族（） <input type="checkbox"/> 職場関係者 <input type="checkbox"/> その他（）	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待
	虐待の内容	
参考事項		
担当者・連絡先	氏名 電話 (　　)　－　内線	

注 にレを入れること。

(A 4)

## 様式第2号

第 号

## 精神科病院における障害者虐待事案通報票

年 月 日

殿

警察署長

次のとおり障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見したので、通報します。

発見年月日	年 月 日		
発見の経緯			
精神障害者	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
	住 所		
	電 話	( ) - 番	
	職 業		
	医療機関名		
精神科病名	<input type="checkbox"/> 統合失調症 <input type="checkbox"/> 双極性障害 <input type="checkbox"/> うつ病 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 不安障害、神経症 <input type="checkbox"/> てんかん <input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 依存症（アルコール、薬物等） <input type="checkbox"/> 知的障害 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
入院の状況	<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 退院後 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
業務従事者	(ふりがな) 氏名	<input type="checkbox"/> 男 · <input type="checkbox"/> 女	
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)	
	住 所		
	職 業	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 他の業務従事者（ ）	
	電 話	( ) - 番	
虐待の状況	行為類型	<input type="checkbox"/> 身体的虐待 <input type="checkbox"/> 性的虐待 <input type="checkbox"/> 心理的虐待 <input type="checkbox"/> 放棄・放置 <input type="checkbox"/> 経済的虐待	
	虐待の内容		
参考事項			
担当者・連絡先	警察署 電話（ ）	課 —	氏名 番 内線